

[illegible]

ワ マ ヤ	五 九	一	一	一
サン ア グ ス チ ン	四 八	一	一	一
合 計	七 七 五 六	七 四 〇	二 七	七 六 七

(備考)

右ハ在耕中ニ於ケル死亡數ニシテ出耕後ニ於ケル死亡者ヲ包
含セザルヲ以テ渡航者全數ニ對スル死亡率ハ本表ニ示サレタ
ルヨリモ大ナル可シ

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

社間ノ差違ニ関シ調査報告ノ件

(四月十八日接受)

在里馬

領事 森

安三郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

当国へ渡航ノ本邦移民渡航費用ニ関シ從來東洋移民合資会社
社卜森岡移民合名会社卜ノ間ニ差額有之又今回森岡合名会社

一四 「ペルー」移民雜纂(二) 三二八

社ヨリ渡航費増額方申出候趣ヲ以テ右ニ関シ当地ニ於ケル
 実情調査方客年十一月二十九日附通送第九四号貴信ヲ以テ
 御申越相成致敬承候

信ヲ以テ

御申越相成致敬承候

御来示ノ通り横浜港ト当国「カヤオ」港間ノ移民ノ運送賃
ハ一人ニ付九十円又横浜ト当国「カヤオ」以外ノ港ノ間ハ
九十五円ト相成居リ候処實際上ハ夫以下ノ額ニテ輸送致居
リ其正確ナル額ハ当地ニ於テ之ヲ探知スルコトヲ得ス候ヘ
共八十円乃至八十五円ナルヤニ内聞致候又森岡移民合名会
社ト東洋汽船株式会社トノ協定ニ依レバ「カヤオ」港以南
ノ港ニ対シテハ移民五十名以上ノ場合又同港以北ノ港ニ対
シテハ移民百名以上ノ場合ニ同社船ヲ回航セシメ夫以下ノ
数ニ対シテハ当地同社代理店「グレース」商会ヲシテ目的
港ニ転送セシムルコトト相成居リ尤モ右協定ノ内容ハ之ヲ
確知スルコトヲ得ザルモ實際上森岡ニ於テハ從來「カヤオ」
港ニ於ケル移民ノ滞在費用並ニ転乗費用ヲ支払ヒ居ラズ唯
転乗船ノ「スチュアード」ニ対スル心付、船待ノ為メ移民
ヲ「カヤオ」ニ一時上陸セシムル場合ノ見張番ノ費用並ニ
紀洋丸丈ニハ「カヤオ」港ニ於ケル檢疫結了後他船へ転乗
迄ノ食料一人一食十錢ノ割合ヲ以テ支払フノ外他ハ一切

「グレース」商会ノ勘定ト相成居ル由ニ有之從テ右協定ニ依ル從來ノ取扱ヲ改メザル以上今後「カヤオ」港滞在費用並ニ転乘費用トシテ更ニ之ヲ移民ヨリ徴収スルノ必要無之哉ニ思考致候

次ニ東洋移民合資会社ニ於テハ東洋汽船トノ間ニ斯ノ如キ協定ナキモノノ如ク從來横浜「カヤオ」間ノ船賃、「カヤオ」目的港間ノ船賃ノ外「カヤオ」滞在費及転乘費用トシテ先ヅ其概算額ヲ移民ヨリ徴収シ置キ到着後実費計算ノ上余剰アレバ之ヲ移民ニ返附致居リ試ニ明治四十三年「ラ、ベガ」耕地行同社取扱移民ニ就テ見ルニ「カヤオ」「スーベ」間船賃五「ソール」転乘費用四十仙並ニ食料十三食即一円三十錢ヲ要シ又今回来著ノ同社取扱「サン、ホセ、イーステ」耕地行移民ニ対シテハ概算額七円中ヨリ転乘費用八十仙ヲ控除シ殘額六「ソール」二十仙ヲ移民ニ返附シタル由ニ有之候而シテ「カヤオ」港滞在費用ハ船便ノ都合ニヨリ之ヲ要スル場合ト否ラザル場合ト有之予メ之ヲ一定スルコト能ハズ唯横浜「カヤオ」間ノ船賃割引ハ同社ニ於テモ之ヲ享受シ居ルモノノ如ク又「カヤオ」目的港間ノ船賃ニ対シテモ相当割引有之此等差額ハ取扱人ニ於テ收得致居

公第九号

大正三年三月七日

(四月十八日接受)

在里馬

領事 森

安三郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

「アンカッシュ」県「サンタ」原野所在「ペルビアン、シユガー、エステート」会社所有「タンボ、レアル」耕地へ本邦移民ヲ供給セントスル同会社、東洋移民合資会社間昨年十月三十一日附契約
本契約ハ之ヲ同社秘露倫敦銀行間昨年七月二十二日附契約ニ比スルニ異ル点左ノ如シ

第一条 本邦労働者男女百五十名ヲ本邦当該官憲ノ許可

後七ヶ月以内ニ供給スルコト但シ女子ハ全体ノ半数ヲ

超エザル範圍ニ於テ可成多数ヲ混入スルコト

前契約同条第二項ヲ削除ス

第二条 年齢ノ制限ヲ男子ノミニ適用セシメタルコト

第三条 「タレア」ノ標準ヲ前契約ニ於テハ現ニ耕地ニ

アル本邦労働者ノ普通為ス所ニ均シカルベシトセシヲ

本契約ニ於テハ普通国内土人ノ為ス所ニ均シカルベシトセリ

候次第二有之候要スルニ東洋移民会社ニ於テ東洋汽船会社ト森岡同様ノ協定ヲ結バザル限り右滞在並ニ転乘費用等ハ從前通り実費計算ニ依ルノ外可無之從テ渡航費ニ於テ兩社其額ヲ異ニスルハ勢ヒ免レザル儀ト思考致シ候
右回答申進候 敬具

註 日本外交文書大正二年第二冊一六八文書

三二九 三月七日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

東洋移民会社ノ「タンボ、レアル」耕地行移民供給契約証認ノ件

第六号

東洋 Tambo Real 百五十名契約証認セリ「サンホセ」ト異ナル点十六条及二十四条削除其外大ナル變更ナシ

三三〇 三月七日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民会社ノ「ペルー」国「タンボ、レアル」耕地ヘノ移民供給契約証認ニ関シ詳細報告ノ件

附屬書 東洋移民会社ニ「リマ」業務代理人ヨリ

森領事へ提出ノ誓約書ヲ

第十条 労働者ガ就働中労働ヲナス能ハザルニ至ル原因

ヲ單ニ事變ニ依ル場合ノミニ止メ疾病ニ依ル場合ヲ削除シ且ツ耕地支配人ノ確認云々ヲ削除セリ

第十二条 移民取扱人ノ耕地会社ヨリ受クル手数料ヲ前契約ニ於テハ男一人ニ付二磅半、女一人ニ付三磅トセシヲ本契約ニ於テハ男女共二磅半トセリ

第十八条 (前契約第十九条ニ該當ス) 労働者ガ有力ナル理由ニヨリ移民取扱人ノ承認ヲ得テ耕地ヲ出ツル場合ニ取扱人ハ耕地会社ニ対シ既ニ受入レタル手数料中ヨリ一「タレヤ」十仙ノ割合ヲ以テ其二百五十「タレヤ」ニ不足セル「タレヤ」数ニ対スル額ヲ返還スベキコトヲ附加セリ

前契約第十六条並ニ第二十四条ハ本契約ニ於テハ全部之ヲ削除セリ

本耕地ハ曾テ本邦移民ヲ入レタルコトナク從テ耕地ノ実況分明ナラズ会社ノ經濟狀態亦鞏固ナラズ且ツ当初東洋移民会社代理人ヨリ当館へ証認願出タル契約書中從來ノ契約ニ比シ不利益ナル条項アリ勞耕地ノ実況視察ノ必要アリシヲ以テ御許可ヲ得春日通訳生ヲシテ出張調査セシメタルニ耕

地ハ目下資本及勞力不足ノ為メ事業不振ノ狀態ニアリ、衛生狀況其他各般ノ設備ハ他耕地ニ比シ稍劣レルモ本邦移民ニ対スル住居等ハ既ニ新築ニ着手シ居リ、其他諸般ノ設備ニ就テモ当方ノ要求通り取計フベキ旨耕地側ニ於テ誓約シ又従来土人労働者ニ対シ賃銀支払等ニ関シ紛紜ヲ惹起シタルコトナキ模様ニテ監督ヲ嚴重ニセバ此際一百乃至二百名ノ本邦移民ヲ入ルルモ差支無之哉ニ思考セラレ候間過般同耕地支配人出府當館ニ出頭ノ際小官並ニ移民取扱人ノ面前ニ於テ將來会社經濟上ノ都合ニ依リ耕地ヲ他ヘ売却スル等ノ場合ニ於テ本邦移民ヘ迷惑相懸ケザル可キ旨重テ保証セシメ尚契約条項ノ改訂ヲ命シ置キタル処夫々訂正致来リ候間移民取扱人代理ヨリ念ノ為メ別紙誓約書ヲ提出セシメ本日証認ヲ与ヘ同代理人ノ依頼ニヨリ本日東洋「タンボ、レアル」百五十名契約証認セリ、「サン、ホーセ」ト異ル点、十六条及二十四条削除其他大ナル變更ナシ」ト電報致置候前記前契約ト相違セル条項中第三条「タレヤ」ノ標準ニ関シテハ本耕地ニ現ニ労働セル本邦移民ナク且從來ノ諸契約ニモ普通土人労働者ノ為メ所ヲ以テ標準トナシ居リ實際上格別ノ相違ナク、第十条移民ガ労働ヲナス能ハザルニ至ル

事ニ要スル器具ハ移民ノ自弁ニテ而カモ耕地ニ於テハ諸品極メテ不廉ナレバ炊事器具ニ限ラズ日用品ニシテ携帯ニ不便ナラザル品ハ本邦ヨリ携帯スル方得策ニシテ又金錢ノ如キモ到着當座ノ用ヲ便ズル為メ少額ハ携帯スル方便利カト思考致候右ハ夫々當地代理人ヘハ注意致置候得共尚本社員ヘモ今後ノ為メ一応訓達方可然御取計相成度此段申添候右報告申進候 敬具

註 日本外交文書大正二年第一冊第二一二頁第一六二

文書参照

(附屬書)

東洋移民会社「リマ」業務代理人ヨリ森領事ヘ提出ノ誓約書写

誓約書

今般弊社対「ペルー」ヴァン、シュガー、エステーツ、コンパニー、リミッテッド」間締結候契約ニ基キ「タンボ、レアル」耕地ニ本邦移民百五十名供給候コトニ相成候ニ就テハ契約期間中ハ前記「ペルー」ヴァン、シュガー、エステーツ、コンパニー、リミッテッド」ヲシテ有効ニ契約履行ヲ勉メシムベク之ガ為メ弊社ハ特ニ此ノ点ニ関シ保証書ヲ

一四 「ペルー」移民雜纂 (二) 三三一 三三二

原因中疾病ノ場合ヲ削除セシハ實際上労働ノ必然ノ結果トシテ疾病ニ罹ル場合ハ之ヲ判定スルコト困難ナルベク、是迄其適用ヲ受ケタル実例ヲ聞カズ、從テ實際問題トシテ格別重要ナラザルヲ以テ其儘証認シ其他全部削除セラレタル前契約第十六条並ニ第二十四条ニ關聯セル条項ニシテ当然本契約中ヨリ削除セラレタルモノノ外前掲二三ノ變更アルモ要スルニ移民ノ利害ニ關係セズ、尚耕地ノ実況ニ關シテハ後便ヲ以テ可進達春日通訳生視察報告書ニ就キ詳細御承知相成度候

次ニ東洋移民合資会社取扱ニ依ル先般ノ「サン、ホーセ、イ、スーテ」耕地行移民募集ノ際ニハ同社ニ於テ大ニ純農ノ選択ニ努メタル由ニテ從來ニ比シ著シク精選セラレタルヤニ存ゼラレ候得共尚且ツ少数ノ非純農ヲ混ゼシコト事実ニシテ今回ハ新耕地ノコトトテ更ニ一層ノ精選ヲ希望ニ堪ヘズ、又同移民本邦出発ノ際募集人ノ不案内ヨリ耕地ニハ炊事器具等備付アリテ本邦ヨリ携帯ノ必要ナク又着後金錢ノ必要ナシトテ移民ヲシテ其携帯金ヲ悉ク横濱ヨリ郷里ヘ返送セシメシ由ニテ耕地到着ノ際不便不勤移民側ヨリ苦情申立タル由ニ候、耕地移民住屋ニハ炊事場ノ設備アルモ炊

得候ヘバ万一前記会社ガ義務履行ヲ怠リタル際ハ弊社ハ移民保護法ニ準拠シ移民ニ損害ヲ及ボサヌ様尽力可仕右誓約候也

大正三年三月七日

於里馬

東洋移民合資会社

業務代理人

齋藤千之(印)

在里馬

帝国領事 森 安三郎殿

三三一 四月十八日

在リマ森領事ヨリ
加藤外務大臣宛(電報)

「タンボ、レアル」耕地競売予定ノ件

第八号

往電第六号並ニ拙信公第九号ニ關シ同耕地ハ五月五日競売ノ筈

註 援用ノ電報第六号及公信第九号前出

三三二 四月二十四日

川田東洋移民合資会社社長ヨリ
加藤外務大臣宛

四八九

「ペルー」国「タンボ、レアル」耕地行日本
移民ト東洋移民会社間ノ書面契約案承認願出
ノ件

書面契約案承認願

本日附ヲ以テ警視總監宛御届仕候如ク今般弊社ニ於テ秘露
甘蔗耕地株式会社トノ間ニ秘露国「アンカシュ」省「サン
タ」原野所在ノ同社所有「タンボレアル」甘蔗耕地ニ日本
移民男女老百五十名供給ノ契約締結仕候ニ付テハ移民對弊
社間ノ書面契約別紙案文ノ通り作成使用仕度候間御承認被
成下度渡航地土地情況書相添ヘ此段奉願候也

追テ曩キニ本年二月九日附ヲ以テ書面契約案承認願提出
仕候処其後里馬帝国領事ノ御示達ニヨリテ雇主弊社間契
約ノ内容訂正セラレ其結果本文ノ如ク更ニ書面契約案ヲ
作成致候次第ニ付前記既提出ノ承認額ハ御却下被成下度
候

大正三年四月二十四日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

社長 川田 鷹 (印)

一応御意見承知致度候也

(附屬書一)

秘露行移民ニ関スル印刷物配布認可願

今般弊社ニ於テ秘露国「アンカシュ」県「サンタ」原野所
在「ペルー」甘蔗耕地株式会社所有ノ「タンボレアル」耕地
行契約移民取扱致候ニ付テハ別紙ノ通り(秘露国「タムボ
レアル」甘蔗耕地行移民心得)ト題スル印刷物配布致度候
間至急御認可被成下度移民保護法施行細則第二十一条ニ依
リ此段奉願候也

大正三年四月二十四日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

社長 川田 鷹 (印)

警視總監 伊沢多喜男殿

(附屬書二)

ペルー国「タムボ、レアル」甘蔗耕地行移民心得
我東洋移民合資会社ハ「ペルー」甘蔗耕地株式会社ト契約
ヲ締結シテ帝国政府ノ認許ヲ得、同社ノ「タムボレアル」
耕地ヘ日本移民ヲ供給スルコト、ナリシヲ以テ渡航希望ノ

外務大臣男爵 加藤高明殿

註 本件書面契約案承認願ハ警視庁ヲ經由シ同庁ヨリ大正三
年四月二十八日發送進第四八三号ノ二ヲ以テ送付越セリ
尚右承認願ニ添付セラレタル東洋移民会社及移民間書面
契約案、東洋移民会社及耕地株式会社間契約書訳文並渡
航地土地情況書ヲ省略ス後出五月二十日坂田通商局長発
伊沢警視總監宛通送第三五四五号(三三六文書)ノ附屬
書参照

三三三 四月二十八日 伊沢警視總監ヨリ
坂田通商局長宛

「ペルー」国「タンボ、レアル」行移民募集

用東洋移民会社印刷物認可願ニ付協議ノ件

附屬書一 右認可願

二 右耕地行移民心得印刷文

第一七〇号ノ二

(四月二十九日接受)

大正三年四月二十八日

警視總監 伊沢 多喜男 (印)

外務省通商局長 坂田重次郎殿

移民取扱人東洋移民合資会社ヨリ在秘露国甘蔗耕地株式會
社所有「タムボレアル」耕地行契約移民募集ノ為別紙印刷
物配布ノ件認可方願出候処右ハ支障ナキモノト被認候得共

人ハ必、先ヅ左記ノ条件ヲ克ク心得テ募集ニ応ゼラルベシ
一、渡航地ニ就テ

○「ペルー」 此国ハ南米ノ西岸ニ横ハリテ太平洋ニ面
シ南緯三度二十一分ヨリ十九度十分、西經六十八度ヨ
リ八十一度二十分四十五ノ間ニ位シ、広袤四十八万方
哩ニシテ人口四百五十万(我人口ノ十分ノ一)アリ

○耕地 此国ノ「アンカシュ」県「サンタ」州ニ在リ
「タムボレアル」ト称ス

「チムボテ」港ノ北方十二三哩ニ位シ西經七十八度三
十四分南緯九度ノ地点ナリ

○氣候 西海岸ヲ流ル、「フンボルド」ノ寒潮ト「アン
デス」山ノ高嶺トガ氣氣ヲ調和シ太平洋ヨリ吹キ来ル
西南風ノ為ニ十二月ヨリ三月迄ハ華氏八十一度内外六
月ヨリ九月迄ハ華氏六十二度内外ノ氣温ヲ持シ凌ギ良
キ氣候ナリ

○道順 東洋汽船会社ノ南米線ヲトリテ先ヅ「カヤオ」
港ニ達シ(此間約四十五日ヲ要ス)更ニ沿岸ヲ交通ス
ル船ニ転乗シテ「チムボテ」港ニ上陸スレバ鐵道アリ、
コレニ依テ就業地ニ達スルコトヲ得、「カヤオ」港ヨ

リ就業地迄ハ三日間ト見ルベシ

- 雇主 雇主会社ハ「ペルヴィアン、シュガー、エステート、コムパニー、リミッテッド」(ペルー甘蔗耕地株式会社)ト称シ、今ヨリ十八年前ノ設立ニカ、リ、本店ヲ英国「ロンドン」ニ支店ヲ「ペルー」国「リマ」市ニ置キ耕地支配人其他主ナル役人ハ皆英人ナリ
- 生活 食料品ハ割合ニ廉価ナルヲ以テ一ヶ月八円乃至十二円迄ヲ生活ニ要スル費用トナス
- 貨幣 秘貨一「センタヴォ」(邦貨約金壹錢)

同 一「ソール」 (同 壹円)
同 一「リブラ」 (同 拾円)

二、契約ニ就テ

- 年限 契約年限ハ目的地到着ノ日より滿一ケ年トス
- 仕事 甘蔗ノ栽培精製及之ニ関スル雜役
- 時間 農作地ニ在リテハ十時間、製造場内ニテハ十二時間ノ労働ヲナス
- 賃金 左ノ方法ニ依テ給与セラル
一、日給労働、農作地ニテ十時間又ハ製造場ニテ十二時間ノ労働ニ対シ「ソール」二十「センタヴォ」

○吊慰 仕事ノ為ニ負傷シテ死亡スルカ又ハ永久的労働不能トナレルモノニハ二十「ポンド」(我二百円)ヲ当人又ハ其家族ニ給与セラル

○積立 一日ノ所得中(日給ト請負トノ別ナク)ヨリ一日二十「センタヴォ」ヲ積立テ滿期ノ際取引銀行ヨリ利子ヲ附シテ払渡サル、モノトス但必要アル時ハ何時ニテモ請求シテ払渡ヲ受クルコトヲ得

○宿舍 台所及寢床付宿舍其外仕事用器具ハ無料ニテ貸与セラル、モノトス

○医療 病氣又ハ負傷ニ対シテハ無料医薬ヲ給与シ又労働中不時ノ出来事ノ為メニ労働不能トナリタル場合ニハ医師ノ証明ニヨリ、其休養期間中常規賃金ノ三分ノ一即四十「センタヴォ」及食事、医療ヲ給セラル

○休日 毎日曜日、一月一日、七月二十八日(ペルー国祭日)、十月三十一日(天長節祝日)、十二月二十五日(耶穌降誕日)、神聖金曜日

三、渡航ニ就テ

○資格 渡航希望者ハ現ニ農業ニ従事シ身体強壯ナル農夫ニシテ男子ハ二十歳以上滿四十五歳以下ノモノタル

「オス」ヲ支払ハル、コト

- 一、「タレア」労働、仕事ヲ見積モル標準ニ「タレア」ヲ以テシ「タレア」ヲ仕上ケタルモノニハ一「ソール」二十「センタヴォ」ヲ支払ハル、方法ニシテ(普通一「タレア」トハ「ペルー」労働者ガ一日分ノ仕上ケ高ヲ標準トセル語ナリ)一種ノ請負法ナリ

一、数量労働、コレハ分量又ハ重量労働トモ言ヒ日本人監督立合ノ上ニテ数量又ハ重量ヲ測定配与シソノ仕上ゲ高ニ由リテ支払ハル、方法

一、時間増労働、雇主ガ要求セル場合ニ規定ノ時間外及休日ニ労働セル時ハ一時間又ハ三十分ヲ超エタル端数ニ付十八「センタヴォ」而シテ三十分又ハ其以下ノ時ハ十「センタヴォ」ヲ支払ハル、コト

○女子 ハ家庭ノ用務ノ為、妨ゲラル、場合ノ外、男子ト同様ノ労働時間及賃金ヲ適用セラル、モノトス

○賞与 五百「タレア」ヲ完成セルモノニハ男女ヲ問ハズ五「ポンド」(我五十円)ヲ賞与セラル

ベシ、トラホーム、脚氣、禿頭病等ノモノハ上陸ヲ拒絶セラル、恐アルヲ以テ採用セズ

○証人 保証人トシテ相当ノ財産ヲ有スルモノ二名ヲ要ス

○手続 医師ノ健康診断書、戸籍謄本二通、最近撮影ノ写真二葉、及渡航手数料ノ内金拾円ヲ添ヘテ申込ヲ為シ、移民契約締結、出願其他書類ノ作成手続ヲナスベシ而シテ移民出發港ニ於テ検査ニ合格シタルトキハ手数料残額金拾五円ヲ払入ル、モノトス、但、契約後正當ナル理由ナクシテ破約セルトキハ会社ハ既ニ尽シタル手数ニ対シテ金五円ヲ受取り残額ハ之レヲ還附スベシ

○検査 出發港ニ於テ移民ハ指定医師ノ体格検査ヲ受クルコトヲ要ス、而シテ此検査ニ合格セザルモノハ渡航スルコトヲ得ズ随テ会社ハ渡航手数料全部ヲ還附スベシ

○諸費 渡航ニ要スル諸入費ハ一切移民ノ自弁ニシテ概算左ノ如シ

一金二十五円 公認渡航手数料

一四 「ペルー」移民雜纂(二) 三三三

一金九拾円 横浜ヨリ「カヤオ」港迄ノ船賃
一金拾円 「カヤオ」港ヨリ「チムボテ」港ニ至ル船賃見積

一金七円 「カヤオ」滞在費及乗船諸入費見積

一金二円 「ペルー」領事館旅券査照料

一金二円二十銭 身体検査種痘検疫消毒費用

一金一円 旅券領収書貼用印紙代

一金參銭 契約書貼用印紙代

一金六円 出發港滞在費見積(一日六十銭トシテ十日間ノ勘定)

一金五十銭 船賃、手荷物運搬費

合計金百四十三円七十三銭

右ノ中「見積」ト記シタル項ハ実費ヲ精算シテ仕払ヒ残額アラバ、払戻ヲナスモノトス

尚郷里ヨリ出發港迄ノ旅費若干及渡航地到着當時ノ小遣金若干ヲ用意スベシ

○携帶品 左記ノ品々ハ必携帶スルコトヲ忘ルベカラズ

(一)蚊帳 (二)菅笠 (三)水瀝 (四)水筒 (五)毛布

(六)安直ニシテ丈夫ナル労働服

(商法施行前設立)

三三三 五月四日 加藤外務大臣ヨリ
在リマ森領事宛(電報)

「タンボ、レアル」耕地行移民差止ニ付問合
ノ件

第四号

貴電第八号ニ関シ Tambo Real 行移民取扱ヲ差止ムルヲ要スルヤ

三三五 五月十一日 在リマ森領事ヨリ
加藤外務大臣宛(電報)

「タンボ、レアル」耕地競売取消ノ件

第一〇号

貴電第四号ノ件競売ハ取消サレタリ契約御許可アリ差支ナシト思考ス

三三六 五月二十日 坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

「ペルー」国「タンボ、レアル」行移民ト東

洋移民会社トノ書面契約案承認ノ件

附屬書一 書面契約案承認指令

一四 「ペルー」移民雜纂(二) 三三四 三三五 三三六

(七)輕便ナル鍋釜食器類

コレヲ外シャツ、ジボン下、靴、靴下、寝巻、小布団、金盥、菜罐、其他日用小間物品

但シ軍服、勲章、刀劍及賭博器具ハ持參スベカラズ

○注意 此甘蔗耕地ニハ既ニ五百人余ノ「ペルー」人アリテ一般ノ労働ニ従事セルモ日本人ノ就業スルコトハ今回ガ初メテナリ、從テ此度渡航者ハ特ニ其動作ニ付雇主ヨリ注目セラルベキガ故ニ克ク平生ヨリ衛生ヲ重シジテ艱苦ニ耐ヘ耕主及監督ノ命ニ服シテ從順実直ニ労働セザルベカラズ、サスレバ、渡航当初ノ目的ヲ達シテ成功ノ実ヲ結び得ルコトハ明カナリ

然ルニ若シ事茲ニ出デズ他ノ惡誘ニ惑フガ如キコトアラバ放浪ノ果テ、竟ニ頼ヨル所サヘナキニ至ルベシ、斯クテハ第一本人ノ不利益トナルノミナラズ、延テハ日本移民全体ノ評判ヲ傷クルニ到ルヲ以テ応募者ハ予メヨク之ニ注意シテ一ハ以テ日本移民ノ模範トナリ一ハ以テ自己ノ成功ヲ完ウスベキコトヲ心得ラルベシ

大正三年 月 日

東洋移民合資会社

二 移民及東洋移民会社間契約案
三 雇主及東洋移民会社間契約書訳文

通送第三五四五号

客月二十八日付進第四八三号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人東洋移民合資会社ヨリ提出シタル秘露国「タンボ、レアル」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通り詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度尚ホ同取扱人ガ客年十月中当省ノ承認ヲ受ケ取扱タル同国「サンホセー、イ、スーテ」耕地移民募集ノ際ニハ純農ノ選択ニ努メ從來ニ比シ著シク精選セル移民ナリシモ尚且少数ノ非純農ノ混入セル事実アリシニ徴シ今回ハ曾テ本邦移民ヲ入レタルコトナキ耕地ノコト、テ更ニ一層ノ精選ヲ要スベク次ニ前示移民本邦出發ノ際募集人ノ不案内ニテ耕地ニハ炊事器具等備付アリテ本邦ヨリ携帶ノ必要ナク又着後金銭ノ入用ナシトテ移民ヲシテ其携帶金ヲ悉ク横浜ヨリ郷里ヘ送還セシメタルニヨリ耕地到着ノ際不便ヲ生シ移民側ヨリ苦情ノ生シタルコトアリ耕地移民住屋ニハ炊事場ノ設備アルモ炊事ニ要スル器具ハ移民ノ自弁ニテ而カモ耕地ニ於テハ諸品極メテ不廉ナレバ炊事器具ニ限ラズ自己使用ノ日用

品ニテ携帯ニ不便ナラサル品ハ持參スル方得策ナルノミナ
ラス金錢ノ如キモ到着当座ノ用ヲ弁スル為メ少額ハ所持ス
ル方可然旨在里馬帝國領事ヨリ報告ノ次第有之候ニ付其旨
同取扱人ニ御示達相成度此段申進候也

追テ移民對移民取扱人間契約書案及雇主ト移民取扱人間契
約書訳文ハ別添改正文案ノ通り朱記セル廉ニ訂正ヲ加ヘ置
候ニ付右改正方移民取扱人ニ御通達相成度又旧書面契約案
承認願添付及返戻候也

(附屬書一)

第四三号

書面契約案承認指令

移民取扱人

東洋移民合資会社

社長 川 田 鷹

大正三年四月二十四日付秘露国タンボ、レアル耕地行移民
男女ヲ通シテ尅百五拾名取扱ニ關スル書面契約案承認願出
ノ件

右承認ス

大正三年五月二十日

法令及耕地製造場ノ諸規則並ニ雇主ノ命令ヲ嚴守シ誠
實ニ勤勉労働スベク尚会社ガ移民ノ利益ヲ保護スルガ
為派遣セラレタル業務代理人其他ノ役員ノ正當ナル指
図ニ從フコトヲ誓約ス

第三条 移民ハ耕地支配人ノ指図ニ從ヒ秘露国ノ習慣ニ依
リ日傭労働又ハ分量労働(「タレア」労働法)ニヨリ
労働スベキモノトス

会社ガ予メ雇主ト協議シタル就業時間及賃金ハ左ノ如
シ

日傭労働ハ農作地ニ在リテハ其就業一日十時間、工場
ニ在リテ、一日十二時間ヲ超過セザルモノトス

「タレア」労働ニ在リテハ秘露国労働者ガ一日ニ為ス
數量ヲ標準トナシ、其賃金ハ一日ノ完全ナル日傭労働
ニ對シテモ亦一「タレア」ヲ完了スル毎ニ於テモ秘賃
一「ソール」二十「センタヴォス」(邦貨約金一円二
十錢)ヲ下ラザルモノトス但シ日傭労働ニシテ一日ノ
規定時間ニ充タザルモノ又ハ「タレア」労働ニシテ完
了ニ至ラザルモノニ對シテハ之ニ応ジタル賃金ヲ支払
ハル、モノトス

外務大臣男爵 加 藤 高 明(印)

(附屬書二)

秘露「タムボレアル」甘蔗耕地行

移民 對 契約証書案

改正文案

秘露国「タムボ、レアル」甘蔗耕地

契 約 証

移民(何某)(以下単ニ移民ト称ス)ハ南米秘露国「アン
スシュ」県「サンタ」郡「サンタ」谿所在「タムボレアル」
甘蔗耕地又ハ其工場ニ於テ労働スル目的ヲ以テ同国ニ渡航
スルガ為ニ左記二名ヲ保証人ニ立テ其取扱方ヲ移民取扱人
東洋移民合資会社(以下単ニ会社ト称ス)ヘ申込ミタルニ
付会社ハ其中込ヲ承諾シ相互ノ間ニ左ノ条項ヲ契約ス

第一条 会社ハ移民保護法ノ規定ニ拠リ移民保護ノ義務ヲ
負ヒ移民ノ為ニ渡航許可旅券下附ノ出願並ニ渡航ニ必
要ナル諸般ノ手續ヲ為シ移民ガ本契約書ニ記載セル目
的地ニ到着シタル上ハ会社ノ業務代理人ヲシテ雇主ニ
紹介シ労働ニ就ク手續ヲ懇切ニ周旋セシムベシ

第二条 移民ハ本契約ノ条項ヲ恪守スベキハ勿論秘露国ノ

第四条 第三条規定ノ日給又ハ「タレア」労働ニヨル賃金
ノ支払法ハ左ノ如シ

(i) 完全ナル一日ノ所得金中移民ノ預金トシテ二十「セ
ンタヴォス」ヲ引去リ其殘額ハ雇主ノ定期支払日ニ
於テ直接之ヲ移民ニ払渡スモノトス

(c) 前号ニヨリ預金トシテ引去リタル二十「センタヴォ
ス」ハ会社ノ里馬出張所ニ於テ毎月末日賃金支払明
細書ト共ニ雇主ヨリ受取り、移民ノ請求次第何時ニ
テモ会社取引銀行ノ附スル利子ト共ニ之ヲ移民ニ払
渡スモノトス

第五条 移民ハ雇主トノ協議ニヨリ第三条規定ノ日給又ハ
「タレア」労働以外重量法或ハ數量法等特別ノ約束ニ
テ労働スルコトヲ得此場合ニハ雇主ハ一日一「ソール」
二十「センタヴォス」以上ヲ得ル労働者ニ對シテモ第
四条(イ)号ニヨル二十「センタヴォス」ノミヲ差引
キ其以上ニ及ブコトナキモノトス

右重量或ハ數量ノ方法ニヨリ賃金支払ヲ締結シタル場
合ニハ日本人監督ハ其計量ノ正確ヲ期セシガ為ニ、計
量ノ際ニ立会ヲナシ其定量ヲ移民ニ表示スベキモノト

ス

右重量或ハ数量ニヨリ労働ヲナス移民モ規定ノ五百「タレア」ニ相当スル重量或ハ数量ヲ完了シタル時ハ第十三条規定ノ賞与金ヲ受クル事ヲ得ルモノトス

第六条 女子ノ移民トシテ渡航スルモノハ賃金及労働ノ種類等總テ第三条ノ規定ニヨリ男子移民ト同一タルベキモノトス但シ女子ガ家庭ノ用務ノ為男子ト同時労働クコト能ハザル場合ニハ予メ協定ヲナシ實際ノ作業或ハ就業時間ニ応ジ賃金ヲ給セラルベシ

第七条 移民ハ左ニ掲グル日ヲ除ク外周年労働スベキモノトス
日曜日、一月一日、七月二十八日、十月三十一日(天長節祝日)、十二月二十五日、神聖金曜日

若シ移民ガ第三条第二項ニ規定セル時間外又ハ前記休業日ニ就業センコトヲ耕地支配人ヨリ請求セラレ移民ガ任意ニ之ヲ承諾シタル時ハ労働時間一時間毎ニ十八「センタヴォス」但シ一時間ニ滿タザルモ三十分ヲ超エタル時ハ十八「センタヴォス」三十分若クハ三十分以内ハ十八「センタヴォス」ノ割合ニヨリ賃金ヲ支払ハ

遺族ニ払渡シタル上、雇主及会社ハ移民若クハ移民ノ遺族ニ対シ何等ノ責任ナキモノトス

第十三条 雇主ハ会社ニ対シ五百「タレア」ヲ完了シタル移民各一名ニ対シ賞与金トシテ秘貨五磅(邦貨約五十円)ヲ右五百「タレア」完了ノ時ニ於テ給与スベキニ付会社ハ之ヲ受取り次第移民ニ支払フベシ

右賞与金ハ五百「タレア」ヲ完了スル毎ニ繼續シテ給与セラル、モノトス

移民ガ本条規定ノ賞与金ヲ受取ラズシテ死亡シタル場合ニハ会社ハ之ヲ遺族ニ支払フモノトス

第十四条 雇主ニ於テ契約期間満了前本契約ノ解除ヲ望ムトキハ会社及移民ヘ三ヶ月以前ニ予告ヲナシテ之ヲ為スコトヲ得此場合ニハ会社ハ賠償金トシテ秘貨五磅ヲ雇主ヨリ受取り之ヲ移民ニ払渡スベシ

第十五条 移民正当且已ムヲ得ザル理由ニヨリ雇傭契約解除ヲナサントスル場合ニハ予メ会社ノ業務代理人ニ申出デタル上若シ雇主ニ負債アラバ之ヲ返済シ尚其解除ヨリ生スル正当ノ損害アルトキハ会社ヲ経テ雇主ニ対シ弁償スベキモノトス

ル、モノトス

第八条 移民ト雇主トノ契約期間ハ耕地到着ノ日より起算シテ一ケ年トス但移民及雇主間ノ合意ニヨリテハ更ニ一期若シクハ二期以上ノ再契約ヲ為スコトヲ得

第九条 耕地主ハ作業ニ必要ナル器具等ヲ充分ニ労働者ニ支給スルモノトス

第十条 本契約期間中移民ハ雇主ヨリ無料ニテ台所附家屋及長サ六呎幅三呎ノ木製或ハ籐製ノ就眠床ヲ給セラルベク又病氣ノ場合ニハ無料ニテ医薬ノ給与ヲ受クルモノトス且重症或ハ流行病ノ發生シタル場合ニハ充分ナル手当ヲ受クルコトヲ得ベシ

第十一条 移民労働中不慮ノ災害ニ罹リ労働不能ト成リタル事実ヲ医師ニ於テ証明シ休業シタル場合ニハ其休業期間中常規賃金ノ三分ノ一即チ四十「センタヴォス」ヲ給セラレ尚食事及医療ヲ給セラルベシ

第十二条 移民ガ命ゼラレタル労働ニ從事中不慮ノ災害ノ為ニ死亡スルカ又ハ永久労働ニ堪フル能ハザルニ至リタル場合ハ雇主ハ其移民ノ為ニ秘貨二十磅(邦貨約金二百円)ヲ会社ニ支払ヒ、会社ハ之ヲ移民又ハ移民ノ

第十六条 移民ノ渡航及帰朝費用ハ自弁トス、但シ移民ガ秘露国ノ上陸港「チムボテ」港ヨリ耕地ニ至ル迄ノ費用(艀舟賃ヲ含ム)及食料並ニ手荷物ノ運搬費等ハ一切雇主ノ負担トス移民耕地到着ノ後、最初三日間ハ移民ノ依頼ニヨリ雇主ニ於テ毎日朝昼ノ二食ヲ準備周旋ヲナシ一食十五「センタヴォス」ノ割合ヲ以テ最初ノ賃金中ヨリ引去ルベシ

第十七条 移民ハ渡航手数料トシテ本契約認可ノ際金二十五円ヲ会社ニ支払フベシ

第十八条 移民ハ応募申込ノ際保証トシテ金拾円ヲ会社ニ払込ムベシ会社ハ本契約認可ヲ得タル上渡航手数料ノ内ヘ該金額ヲ振替フルモノトス移民若シ正当ノ理由ナクシテ破約スル時ハ会社ハ已ニ尽シタル手数ノ報酬トシテ前記金拾円ノ内金五円ヲ引去リ其残額ヲ返付スベシ

第十九条 移民ハ其職業ノ純農ニシテ性質純良品行方正ナルコト、且男子ハ二十歳ヨリ四十五歳以下ノ年齢ノモノニシテ充分労働ニ堪ヘ得ベキ健康者タルコトヲ誓フ
第二十条 移民詐欺ノ手段ヲ以テ募集ニ応ジタルコトヲ發

見シタルトキハ会社ハ渡航手数料ヲ返還セザルベシ

第二十一条 会社ハ移民ガ渡航ヲ許可セラレタル後ト雖、労働者トシテ不適当ナル事実ヲ発見シタル時ハ行政官庁ノ承認ヲ受ケ何時ニテモ解約ノ權ヲ保留ス

但、此場合ニハ既ニ受取リタル手数料ノ全額ヲ還附ス
第二十二條 移民若シ渡航地ニ於テ疾病ニ罹リ救助ヲ要スル場合ニハ会社ハ在秘露国代理人ヲシテ親切ニ其疾病手当ヲナシ生活ヲ凌グニ足ルベキ衣食住ノ救助ヲ加ヘシメ、帰国ヲ要スル時ハコレガ取計ヲ為サシムベシ

第二十三條 移民ガ在外帝国官庁ノ保護ヲ受ケ又ハ其保護ニヨリ帰国シタルトキハ会社ハ当該官庁ニ対シ移民ニ代リテ其費用ヲ弁納スベシ

前条及本条ニヨリ支出シタル立替金若クハ其費用ハ移民ト保証人ノ全員ハ連帶シテ会社ノ請求次第直ニ之ヲ償還スベキモノトス

第二十四條 不慮ノ出来事又ハ不可抗力ニ起因スル場合ノ外万一雇主ニ於テ第十二條第十三條及第十四條第一号ノ規定ノ金額支払ヲ怠リタル時ハ会社ハ雇主ニ対シテ延滞日数ニ対スル月一分ノ延滞利子ヲ請求シ之ヲ受取

東京市京橋区新肴町十番地

移民取扱人 東洋移民合資会社

(商法施行前設立)

右 業務代理人(何 某)

県 郡 村 番地

移民 (何 某)

県 郡 村 番地

右保証人 (何 某)

県 郡 村 番地

右保証人 (何 某)

県 郡 村 番地

(附屬書三)

秘露甘蔗耕地株式会社

東洋移民合資会社

問契約書訳文

改正文案

日本帝国法律ニ依リ設立セラレタル在東京(日本)東洋移民合資会社(以下会社ト称ス)秘露国「アンカシ」省「サンタ」谿所在「タンボレアル」耕地所有者ナル秘露甘蔗耕地株式会社(本契約ニ於テ耕地主ト称ス)ハ次ノ条項

リタル上元金ト共ニ移民又ハ其遺族ニ払渡スベシ

第二十五條 雇主ニ於テ移民ニ対シ秘露国ノ法律又ハ本契約ノ条項ニ違反シタル行為アルトキハ移民ハ秘露国ノ行政庁又ハ裁判所ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ベシト雖、一応会社ノ在秘露国代理人ニ其事情ヲ申出ツベシ然ルトキハ業務代理人ハ懇切ニ事実ヲ調査シ適當ノ救済方ヲ講ジ事情ノ許ス限リ裁判外ニ移民ノ權利ヲ保護スルコトニ努ムベシ又会社ニ於テ移民ニ対シ本契約ニ定メタル義務ヲ履行セサルトキハ移民ハ其被リタル損害ノ賠償ヲ会社ニ要求スルコトヲ得ルモノトス

移民ガ雇傭契約ニ違背シタルガ為ニ会社ガ移民供給契約上損害ヲ被リタル場合ニハ移民ト保証人ノ全員ハ連帶シテ之ヲ弁償スベキモノトス

第二十六條 本書ニ記名調印シタル移民ノ保証人ハ移民三名以上ノ為ニ保証ノ位置ニ立タザルコトヲ誓言ス

右双方合意ノ上契約証書ニ通リ調製シ会社ガ移民並ニ移民ノ保証人二名各自記名調印ノ上会社並ニ移民ニ於テ各其一通ヲ所持スルモノトス

大正三年 月 日

ヨリ成立セル契約ヲ締結ス

第一条 会社ハ七ヶ月以内ニ前記耕地ニ出来ル丈ケ多数ノ女子(五割迄)ヲ包含スル百五十名ノ日本労働者ヲ供給スル義務ヲ約シ耕地主ハ是等労働者ヲ耕地主ノ撰択ニヨリ耕地労働或ハ工場労働ニ少クトモ一ケ年ノ期間從事セシムル為メ受取ルベキ義務ヲ約ス

第二条 本契約ニ指ス労働者トハ体格健全ナルモノニシテ指定ノ労働ニ適応シ且品行方正ノ者タルコトヲ要ス男子ノ年齢ハ二十歳ヨリ四十五歳マデノモノタラザルベカラズ

第三条 移民ノ労働ハ所屬耕地支配人ノ撰択指定ニ依リ秘露国ノ風俗習慣ニ從ヒテ日傭労働又ハ「タレア」労働ニ就クベキモノトス日傭労働ニアリテハ野外ニ於テ十時間工場ニ於テハ十二時間ヲ超過セザルベク「タレア」労働ニアリテハ通常秘露国労働者ノ從事スル作業ニ等シキ程度ノモノタルベシ其賃金ハ毎一日ノ完全ナル日傭労働ニ対シテモ亦完了セル「タレア」ニ対シテモ一「ソール」二十「センタボス」ヨリ少カラザルモノトス而シテ一日分又ハ一「タレア」分ニ充タザル労働

ニ対シテハソノ賃金定額ニ按分シテ支払ハル、モノトス

移民ガ其賃金中ノ幾分ヲ貯蓄スルノ趣意ニテ前記賃金一「ソール」二十「センタボス」ノ賃金ノ中ヨリ耕地主ハ里馬ニ於ケル会社ニ引渡スベキ条件ノ下ニ各移民ノ賃金ヨリ日傭ト「タレア」ト問ハズ一日二十「センタボス」ノ割合ニテ差引キ之ヲ会社ニ送り会社ハ移民ノ為メニ保管ス

該保管金ノ清算ハ必ス毎月確實ニ行ヒ耕地主ハ耕地支配人並ニ日本人監督ノ署名セル賃金支払明細表ヲ会社ニ送附スベシ而シテ一旦此表ト共ニ移民各個及全体ノ該保管金ノ總額ヲ会社ニ引渡シタル時ハ該保管金ニ対スル耕地主ノ責任ハ解除セラル、モノトス

第四条 耕地主ガ移民ト「重量」或ハ「数量」法ニヨリ賃金支払ヲ締約シタル場合ニハ日本人監督ハ其計量ノ正確ヲ期セシガ為メニ計量ノ際ニ立会ヲナスベシ一日一「ソール」二十「センタボス」以上ヲ得ル労働者ニ対シテモ耕地主ハ前条ニヨル送金ハ一日二十「センタボス」ノ割合ノミヲ差引キ其以上ニ及ブコトナキモノトス

給スルモノトス

第八条 会社ハ相互ノ便利ヲ計ル為メ移民ノ耕地在住中其監督トシテ西班牙語ニ通スル日本人監督一名ヲ聘用スベシ其給料ハ本契約期間内ハ毎月秘金貨八磅其期間後尚耕地ニ就職スル時ハ十一磅トス又隨時遠方巡回其他職務上ノ必要ニ応ズル為メ乗馬及馬具ヲ供シ且寢台及洗面器附キノ専用家屋ヲ無料ニテ貸与シ尚疾病ノ際ハ医薬ヲ供給スベシ

前記監督者ヲ支配人ガ不適任ト認メ且会社亦之レヲ承認シタル場合ニハ其際協定スル相当期間内ニ会社ハ他ノ監督ト交替セシムベキ義務アルモノトス若シ協定シタル期間内ニ会社ガ適任ノ新監督ヲ耕地主ニ送ル事態ハザル場合ニハ耕地主ハ不適任ノ監督ヲ停職シ適任ト認ムル監督ヲシテ之レニ代ハラシムル権利ヲ有スルモノトス前記監督ハ耕地主ト協定ヲナシ其必要ト認ムル数ノ日本人組長ヲ其配下ニ使用スルコトアルベシ

第九条 耕地主ハ移民ニ対シ無料ニテ医薬並ニ衛生ニ適スル台所附キノ宿舍及各人毎ニ長サ六呎幅三呎ノ木製又ハ籐製ノ台(就眠床)ヲ給与ス尚移民中重症或ハ流行

ス耕地主ハ移民ガ後条規定ノ賞与金ヲ受クベキ条件ナル五百「タレア」ヲ完了スルニ要スル期間ヲ予知スルコトヲ得セシメンガ為メ一「タレア」ニ相当スル重量又ハ数量ノ割合ヲ定ムベキコトヲ承諾ス

第五条 移民ハ左記ノ日ヲ除キ周年労働スベキモノトス日曜日、一月一日、七月二十八日、十月三十一日、十二月二十五日、神聖金曜日、

若シ特別ノ事情ニ因リ耕地主ガ第三条規定ノ時間以外或ハ祝祭日ニ於テ移民ノ労働ヲ要求シ而シテ移民ハ任意之レヲ承諾シタル場合ニハ労働時間三十分以上一時間毎二十八「センタボス」三十分若クハ其以下ノ端数ニ付キ十「センタボス」ノ割合ノ賃金ヲ受クベキモノトス

第六条 若シ女子ガ契約ニテ来レル場合ニハ女子モ亦第三条規定ノ方法ニヨリ労働スベキ義務アルモノトス但シ女子ハ其家庭ノ用務ノ為メニ男子ト同時間労働スル能ハザルガ故予メ協定ヲナシ實際ノ作業ニ対シ或ハ就業時間ニ応シ賃金ヲ給スルモノトス

第七条 耕地主ハ作業ニ必要ナル器具等ヲ充分労働者ニ支

病発生セシ場合ハ最十分ナル手当ヲ施スベキコトヲ約ス

第十条 移民ハ労働中不時ノ出来事ノ為メニ労働不能トナリタル場合ニハ医師ノ証明ヲ受ケ休養期間中毎日常規賃金ノ三分ノ一即チ四十「センダボス」及食事医療ヲ給セラル、モノトス

第十一条 移民ガ命ゼラレタル労働ニ從事中不慮ノ災害ノ為メニ死亡スルカ又ハ永久的の不具者トナリタル場合ニ耕地主ハ賠償金トシテ秘金貨貳拾磅ヲ会社ニ支払フ事ヲ約ス耕地主ハ此ノ支払ニ依リ他ノ責任一切ヲ免ル、モノトス

第十二条 耕地主ハ会社ノ尽力ニ相当スル手数料トシテ「チンボテ」港ニ於ケル移民ノ渡航船上ニテ引渡サルベキ移民男女各一人ニ付秘金貨貳磅半ヲ会社ニ支払フコトヲ約諾ス右金額中ニハ移民ガ日本ヲ出発「チンボテ」港ニ着スル迄ノ航海中ノ医薬種痘其他会社ノ負担ニテナスベキ事項ニ要スル總テノ経費ヲ含マル、モノトス但シ耕地主ハ船賃トシテハ何等支払フコトナキモノトス

若シ原因ノ如何ヲ問ハズ目的港ニ於テ契約労働者人員ニ不足ヲ生ジタル場合ハ耕地主ハ其受取りタル人員ニ相当スル手数料ノミヲ支払フベキモノトス

第十三条 移民搭載船カ「カヤオ」港又ハ其他ノ上陸地点ニ於ケル検疫所ニ留置セラル、場合ニハ耕地主ハ会社ニ対シ契約移民一人ニ付一日秘貨五十「センタボス」ヲ支払フベキコトヲ約諾ス

但シ移民ガ全部上陸ヲ禁止セラレ汽船ガ公衆衛生上他ニ転航セザルベカラザル場合ハ此限リニアラズ

第十四条 会社ハ日本ニ於テ移民ト契約ヲ締結シ日本政府ノ認可ヲ受ケ日本ニ於テ会社ト移民間ニ締結ス可キ契約中ノ雇傭期間ハ一ケ年ヲ一期トス但シ会社ト移民ノ協定ニヨリ満期後更ニ一ケ年若クハ其以上ノ期間ニ延長スルコトヲ得ル規定ヲ設ク可キモノトス随テ会社ハ少クトモ一ケ年間移民ヲシテ耕地ニ止マラシムベキ義務アルモノトス但シ五百「タレア」ヲ完了セル移民ハ第十六条規定ノ賞与金ヲ受クベキ権利アルモノトス

第十五条 移民ガ耕地ニ到着シタル日ヨリ起算シ本契約一ケ年ノ期間内ニ耕地ヲ逃亡シタル時ハ耕地主ハ書面ニ

会社ニ与ヘ且ツ其賠償トシテ移民一人ニ秘金貨五磅ヲ会社ニ支払フベキモノトス

第十八条 移民正当且ツ已ムヲ得ザル理由ニヨリ本契約ノ解除ヲ望ム場合ニハ会社ノ承諾ヲ經且ツ負債ヲ償還シタル後実行シ得ベキモノトス此場合会社ハ支払ヲ受ケタル手数料ヲ其割合ニ応シ耕地主ニ返還スベキモノトス即チ二百五十「タレア」ニ充タザル各一「タレア」ニ付十「センタボス」ノ割合ニテ之レヲ為スベキモノトス

第十九条 労働者ガ目的港(「チンボテ」)ニ到着シタル後其渡航船ヨリ耕地ニ達スル迄ニ要スル費用並ニ其期間ノ食料又ハ各移民ノ携帯スル手荷物ノ運搬費用ハ総テ耕地主ノ負担タルベシ又耕地主ハ移民ノ耕地到着後最初ノ三日間ハ移民ノ依頼ニヨリ毎日朝昼ノ二食ヲ準備スルノ義務アルモノトス但シ其代価ハ移民ノ負担ニシテ耕地主ハ移民ガ最初ノ賃金ヨリ一食ニ付十五「センタボス」ヲ引去ル権利ヲ有スルモノトス

第二十条 耕地主ハ移民ニ対スル支払額及支払方法ニ就テ不規則ノ事アル時ハ本契約ニ関スル当事者全体ニ不利

依リ其旨ヲ通知ス会社ハ其報告ニ接シタル日ヨリ七ケ月以内ニ之レガ補充ヲ為スベキ義務アルモノトス而シテ該期內ニ補充不可能ノ場合ニハ会社ハ耕地主ニ対シ該移民耕地逃亡ノ日ヨリ起算シテ一ケ年ニ滿シルニ不足スル日数ニ応ジ毎月秘貨一「ソール」四「センタボス」若クハ該逃亡者ノ二百五十「タレア」ヲ完了スルニ不足ナル「タレア」数ニ応シ一「タレア」ニ付秘貨五「センタボス」ヲ賠償スベキコトヲ約諾ス

第十六条 耕地主ハ最少限五百「タレア」ヲ完了シタル移民一人ニ対シ秘金貨五磅ヲ会社ニ支払フコトヲ約ス右ノ支払方法ハ移民ガ五百「タレア」ヲ完了スルト同時ニ其金額ヲ支払フベキモノトス会社ハ此秘金貨五磅ニ相当スル労働ヲ為シタル移民ニ対スル賞与金トシテ其金額ヲ該移民ニ交附スベシ右五磅ノ賞与金ハ各五百「タレア」ヲ完了スルニ從ヒテ継続シテ支払ハル、モノトス

第十七条 第一条、第十四条及第十五条ニ規定セル期間満了前ニ耕地主ガ移民ノ全部又ハ一部ニ対シテ契約ヲ解除セント欲スル時ニハ三ヶ月前ニ解雇及解除ノ通知ヲ

益ヲ与フルモノト思考スルガ故ニ其最モ劃一公正ヲ期ス可キ事ヲ約ス
本契約中ノ變更其他ノ事件ニシテ直接移民ニ影響スベキモノハ悉ク耕地主会社間ニ於テ商議シ両者ノ承認ヲ得ルヲ要ス

第二十一条 本契約当事者ハ普通裁判權ヲ放棄シ仲裁者ノ裁定ニ服従スベシ即チ本契約ノ解釈或ハ実行ニ関シ異議又ハ疑問ヲ生シタル時ハ仲裁者ニヨリテ解決セラル、モノトス会社ハ本契約ノ継続期間会社ノ名義ヲ以テ本契約ノ解釈及実行ニ関スル一切ノ異議ヲ解決シ且ツ耕地主ト和協シテ事ヲ処スルニ足ルベキ十分ノ能力アリ且權利ヲ有スル一名ノ代表者ヲ里馬ニ駐在セシムベシ

若シ会社ニシテ耕地主トノ間ニ異議アリテ之ヲ満足ニ解決スルコト能ハサルトキハ両者ハ進ンデ右ノ異議ヲ解決センガ為メニ仲裁者ヲ指名スベシ若シ両当事者ガ右ノ異議ヲ解決スベキ仲裁者及ヒ第三者ノ指名ニ就キ合議一致セサル時ハ里馬商業會議所ヲ仲裁者トシ会社及耕地主ハ其裁決ニ服従スルノ義務アルモノトス

右仲裁ニ関スル一切ノ事項ハ之ヲ公文仲裁証書ニ作成シ兩当事者之ニ署名スルモノトス

第二十二條 耕地主若シ本契約書ニ基キ支払フベキ義務アル金額ヲ会社ニ対シテ支払方延引シタル時ハ会社ハ一ヶ月ニ付一步ノ延滞利子ヲ附シテ其支払ヲ請求スル權利アルモノトス若シ適当ト認ムルニ於テハ此等ノ請求ノ外ニ契約ノ破棄及損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ベシ若シ会社ニ於テ不慮ノ出来事其他不可抗力ノ場合ヲ除クノ外本契約書ニヨル義務ヲ履行セザル時ハ耕地主モ亦前記同様ノ權利ヲ有スルモノトス

第二十三條 会社代理人齋藤千之ハ委任セラレタル權限ニ依リ本契約ニ署名シ契約履行ノ責任任ス耕地主ノ秘露國法律若クハ会社ト締結シタル契約ノ明文ニ反スル行為ニヨリ移民ノ被ル損害ニ就キテハ秘露ノ行政及司法ノ官憲ニ対シ移民自ラ救済ヲ請求スル權利アルコト並ニ同方法ニヨリ移民ハ個人ノ權利ヲ充分ニ確保センガ為メニ会社ガ移民ニ対スル義務ノ適當ナル履行ヲ請求スル權利アルコトヲ承諾ス

第二十四條 本契約ハ日本政府ヨリ認可ヲ受ケタル日ヨリ

三三七 十月七日 在リマ森領事ヨリ
加藤外務大臣宛(電報)

東洋移民会社ノ「サンホセ」耕地行移民契約

証認ノ件

第一九号

東洋「サン、ホセ」昨年七月契約十七條御申越^(註)訂正シ新二百名要求ニ証認セリ

註 日本外交文書大正二年第一冊第一六七文書参照

三三八 十月十日 川田東洋移民合資会社社長ヨリ
加藤外務大臣宛

「ペルー」国「サンホセ」及「スウテ」耕地
行移民更二百名供給ニ付東洋移民会社及移民
間書面契約訂正承認願出ノ件

(十月十五日接受)

大正二年十月二十三日付ヲ以テ御承認相受候秘露倫敦銀行ノ経営ニ係ル秘露國「アンカシュ」省「サンタ」州「ネベニア」谿所在ノ「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行本邦移民ニ対シ今回雇主タル前記銀行ヨリ契約第一条(此契約ハ大正二年十月六日届)ノ規定ニヨリ第二回注文トシテ更ニ二百名供給方申出

一四 「ペルー」移民雜纂(二) 三三七 三三八

当事者ヲ羈束スベキ効力ヲ生スルモノトス

第二十五條 耕地主ト会社間ニ於テ本契約書ノ外ニ本契約書中ノ条項殊ニ第三条規定ノ賃金率ヲ變更スベキ何等ノ文書ノ交換ナキコト及賃金ハ「ソール」二十「セント」ボス」ヲ下ルコトナキコトヲ互ニ承認ス

千九百十三年十月三十一日証人「ジョーン、ア、エートキン」及同「タンボ、レアール」耕地ノ「セシル、ヘイア」ノ面前ニテ各自關係当事者ノ合意ヲ証スル為メ同文三通ヲ作リ各自署名ス

秘露甘蔗耕地株式会社支配人

ヘンリー・ア・ロアード(自署)

東洋移民合資会社代表者

齋 藤 千 之(自署)

証人 ジョーン・ア・エートキン(自署)

証人 セシル・ヘイア(自署)

右証認ス

大正三年三月七日

在里馬

領事 森 安三郎(印)

デ尚ホ移民ニ対スル賞与金給与ノ方法(移民駐在間契約第十三條参照)ニ就キテハ兼テ貴省ノ御内諭ニヨリ改正方交渉中ノ処今般貴省御指定通り二ヶ年間耕地ニ在留シタルモノニモ払渡スベキコトヲ雇主ニ於テ承諾シタル旨在里馬弊社代理人齋藤千之ヨリ電報ニテ申来候依テ別紙ノ通り弊社移民間契約書面ヲ訂正使用仕度候間御承認被成下度此段奉願上候也

大正三年十月十日

東京市京橋区新着町十番地

東洋移民合資会社

社長 川 田 鷹(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

註 別紙契約書ハ第十三條ヲ除キ日本外交文書大正二年第一冊一六四文書附屬書一ト同文ナルヲ以テ省略セリ

第十三條ノ改正規定左ノ通り

「雇主ハ会社ニ対シ二ヶ年間耕地ニ於テ無事労働シタル移民又ハ二ヶ年以内ニテモ五百「タレア」ヲ成就シタル移民一名ニ対シ賞与金トシテ秘金貨五磅ヲ該期間満了ノ時又ハ五百「タレア」成就ノ時ニ於テ給与シ尚繼續シテ二ヶ年間耕地ニ滞留労働シタルモノニ対シテ

ハ其各二ヶ年満了ノ時又ハ各五百「タレア」成就ノ時ニ至リ更ニ金五磅ヲ給与スベキニ付会社ハ之ヲ受取り次第移民ニ払渡ス可シ

移民ガ本条規定ノ賞与金ヲ受取ラズシテ死亡セル場合ニハ会社ハ之ヲ遺族ニ支払フモノトス

尚本承認願ハ警視庁經由ニシテ同庁ヨリハ十月十四日發進第一三二八号ノ二ヲ以テ送付越サレタリ

三三九 十月十四日 伊沢警視總監ヨリ
坂田通商局長宛

「ペルー」国「サンホセ」及「スウテ」耕地

行移民用ノ東洋移民会社印刷物認可願ニ付協議ノ件

附屬書一 東洋移民会社社長ヨリ警視總監宛

右認可願

二 右印刷文

第三六八号ノ二

(十月十五日接受)

大正三年十月十四日

警視總監 伊 沢 多喜男(印)

外務省通商局長 坂田重次郎殿

東洋移民合資会社ヨリ秘露国行移民取扱ノ為メ別紙印刷物配布致度旨願出ニ付調査候処支障無之モノト被認候得共一応御意見承知致度候也

(附屬書一)

秘露行移民ニ関スル印刷物配附認可願

今般弊社ニ於テ秘露国「アンカシュ」省「サンタ」州「ネペニア」谿所在「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行契約移民取扱致候ニ付テハ別紙ノ通り(秘露国「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行移民心得)ト題スル印刷物配附致度候間至急御認可被成下度移民保護法施行細則第二十一条ニ拠リ此段奉願上候也

大正三年十月十二日

東京市京橋区新肴町拾番地

東洋移民合資会社

社長 川 田

鷹(印)

警視總監 伊沢多喜男殿

(附屬書二)

秘露国「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地行移民心得

我東洋移民合資会社ハ秘露倫敦銀行ト契約ヲ締結シテ帝國政府ノ認可ヲ得同銀行所有ノ「サンホセ」及「スウテ」甘蔗耕地ヘ日本移民ヲ供給スルコトナリシヲ以テ渡航希望ノ人ハ必ズ先ヅ左記ノ条件ヲ克ク心得テ募集ニ応セラルベシ渡航地ニ就テ

○ペルー 此国ハ南米ノ西岸ニ横ハリテ太平洋ニ面シ南緯三度二十一分ヨリ十九度十分西經六十八度ヨリ八十一度二十分四十五ノ間ニ位シ広袤四十八万方哩ニシテ人口四百五十万(我人口ノ十分ノ一)アリ

○耕地 此国ノ「アンカシュ」省「サンタ」州「ネペニア」谿ニ在リ「サンホセ」及「スウテ」ト称ス

○氣候 西海岸ヲ流ル、「フンボルト」ノ寒潮ト「アンデス」山ノ高嶺トガ氣氛ヲ調和シ太平洋ヨリ吹キ来ル西南風ノ為メ十二月ヨリ三月迄ハ華氏八十一度内外六月ヨリ九月迄ハ華氏六十二度内外ノ氣温ヲ持シ凌キ良キ氣候ナリ

○道順 東洋汽船ノ南米線ヲトリテ先ヅ「カヤオ」港ニ達シ(此間約四十五日ヲ要ス)更ニ沿岸ヲ交通スル船ニ転乗シテ「サマンコ」港ニ上陸スレバ馬車ノ便アリ

之レニ依テ就業地ニ達スルコトヲ得「カヤオ」港ヨリ就業地迄ハ三日間ト見ルベシ

○雇主 雇主会社ハ「バンコデルペルーイロンドレス」(秘露倫敦銀行)ト称ス去ル明治四十四年ニ本邦移民九十五名ヲ雇入レシ以来盛シニ日本人ヲ歡迎シ大正二年更ニ百名ヲ雇入レ目下無事就業シ居レリ

○生活 食料品ハ割合ニ廉価ナルヲ以テ一ヶ月八円乃至十二円迄ヲ生活ニ要スル費用トナス

○貨幣 秘貨 一「セントヴオ」(邦貨約金一錢)

同 一「ソール」(同 金壹円)

同 一「リブラ」(同 金拾円)

英貨一「ポンド」ハ当国ニ於テ一「リブラ」ト同価格ニ通用ス

契約ニ就テ

○年限 契約年限ハ目的地到着ノ日より滿一ヶ年トス

○仕事 甘蔗ノ栽培精製及之ニ関スル雜役

○時間 農作地ニ在リテハ十時間又製造場ニテハ十二時間ノ労働ヲナス

○賃金 左ノ方法ニ依テ給与セラル

一、日給労働 農作地ニテ十時間又製造場ニテ十二時間ノ労働ニ対シ「ソール」二十「センタヴォス」ヲ支払ハル、コト

一、「タレア」労働 「タレア」トハ仕事ヲ見積ル標準ヲ云フ(普通一「タレア」トハ現ニ耕地ニ於テ就業セル日本人労働者ガ一日ニ為ス分量ヲ標準トス)一「タレア」ヲ仕上ゲタル者ニハ一「ソール」二十「センタヴォス」ヲ支払ハル、方法ニシテ一種ノ請負方法ナリ

一、数量労働 之レハ分量又ハ重量労働トモ言ヒ日本人監督立合ノ上ニテ数量又ハ重量ヲ測定配与シ其仕上ケ高ニ因リテ支払ハル、方法

一、時間増労働 雇主ガ要求セル場合ニ規定ノ時間外及休日ニ労働セルトキハ一時間又ハ三十分以上ニ付十八「センタヴォス」三十分又ハ其以下ノ時ハ十「センタヴォス」ヲ支払ハル、コト

○女子 ハ家庭ノ用務ノ為メ妨ゲラル、場合ノ外男子ト同様ノ労働時間及賃金ヲ適用セラル、モノトス

○賞与 ニヶ年間右耕地ニ於テ無事労働シタル者又ニヶ

○資格 渡航者ハ左記資格ヲ兼備スルヲ必要トス

一、現ニ農業ニ従事セル純粹ナル農夫(農夫ニシテ傍ラ商業ヲ営メルモノ又ハ漁業ヲ営メルモノ等ハ採用セズ)

一、身体強壯ナルモノ

一、満二十歳以上四十五歳以下ノ者但シ右三条件ヲ備フル者ト雖モトラホーム、脚気、禿頭病、脱腸等ニ罹レルモノハ上陸ヲ拒絶セラル、恐アルヲ以テ採用セズ

○保証人 保証人トシテ相当ノ財産ヲ有スルモノ二名ヲ要ス

○申込手続 医師ノ健康診断書、戸籍謄本二通、最近撮影ノ写真二葉及渡航手数料ノ内金拾円ヲ添ヘテ申込ヲ為シ移民契約締結出願其他書類ノ作製手続ヲナスベシ而シテ移民出発港ニ於テ検査ニ合格シタルトキハ手数料残額金拾五円ヲ払入ル、モノトス但シ契約後正當ノ理由ナクシテ破約セルトキハ会社ハ既ニ尽シタル手数ノ報酬トシテ金五円ヲ受取り残額ハ之ヲ返還ス可シ

○検査 出発港ニ於テ移民ハ指定医師ノ体格検査ヲ受ク

年前ニテモ五百「タレア」ヲ成就セル者ニハ其ニヶ年満了ノ時又ハ五百「タレア」完了ノ時ニ於テ男女ヲ問ハズ五「ポンド」(邦貨約五十円)ヲ賞与セラル

○弔慰 仕事ノ為メニ負傷シテ死亡スルカ又ハ永久的労働不能トナレルモノニハ二十「ポンド」(邦貨約二百円)ヲ当人又ハ其家族ニ給与セラル

○積立 一日ノ所得中(日給ト請負トノ別ナク)ヨリ一日二十「センタヴォス」ヲ積立テ満期ノ際取引銀行ヨリノ利子ヲ附シテ払渡サル、モノトス

○宿舍 台所及就眠床付宿舍其外仕事用器具ハ無料ニテ貸与セラル、モノトス

○医療 病氣又ハ負傷ニ対シテハ無料医薬ヲ給与シ労働中不時ノ出来事ノ為メニ労働不能トナリタル場合ニハ医師ノ証明ニヨリ其休養期間中常規賃金ノ三分ノ一即チ四十「センタヴォス」及医療ヲ給セラル

○休日 毎日曜日、一月一日、七月廿八日(「ペルー」国々祭日)、十月三十一日(天長節祝日)、十二月二十五日(耶蘇降誕日)、神聖金曜日

渡航ニ就テ

ルコトヲ要ス而シテ此検査ニ合格セザル者ハ渡航スルコトヲ得ズ随テ会社ハ渡航手数料ノ全額ヲ還付ス可シ

○渡航諸入費 渡航ニ要スル諸入費ハ一切移民自弁ニシテ概算左ノ如シ

一金二十五円 公認渡航手数料

一金九十円 横浜ヨリ「カヤオ」港迄ノ船賃

一金十円 「カヤオ」港ヨリ「サマンコ」港ニ至ル船賃見積

一金七円 「カヤオ」港滞在費及転乗諸入費見積

積

一金二円 「ペルー」領事館旅券査照料

一金二円七十銭 身体検査種痘検査消毒費用

一金一円 旅券領収書貼用印紙代

一金五十銭 舁舟賃手荷物運搬費

合計金百三十八円二十銭

右ノ内「見積」ト記シタル項ハ実費ヲ精算シテ仕払ヒ残額アラバ払戻ヲナスモノトス

尚乗船地滞在費(約十日間一日六十銭トシテ約六円)郷里ヨリ出発港迄ノ旅費若干及渡航地到着当時ノ小遣

一四 「ペルー」移民雜纂(二) 三四〇

金若干ヲ用意スベシ

○携帶品 左記ノ品々ハ必ス携帶スルコトヲ忘ルベカラズ

(一)蚊帳 (二)菅笠 (三)水漙 (四)水筒 (五)毛布

(六)安直ニシテ丈夫ナル労働服

(七)輕便ナル鍋釜食器類

是等ノ外シャツ、ヅボン下、靴、靴下、寢巻、小布団、金盞、藥罐、其他日用小間物品

但シ軍服、勲章、刀劍、賭博器具ハ持參スベカラズ

其他詳細ノ事項ハ本社又ハ左記ノ出張所ニ問合セアルベシ

大正三年

東京市京橋区新肴町十番地

東洋移民合資会社

(商法施行前設立)

三四〇 十月十六日

坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

「ペルー」国「サンホセ」及「スウテ」耕地

行移民ト東洋移民会社トノ書面契約案承認ノ

件

右承認ス

大正三年十月十六日

外務大臣男爵 加藤 高明(印)

三四一 十月十九日

坂田通商局長ヨリ
伊沢警視總監宛

「ペルー」国「サンホセ」及「スウテ」耕地

行移民心得方印刷物認可ノ件

通送第五九〇四号

東洋移民合資会社ノ取扱ニ係ル秘露国「アンカシ」省「サ
ンタ」州所在「サンホセ」及「スウテ」耕地行移民心得方
印刷物認可出願ノ件ニ関シ本月十四日付第三六八号ノ二ヲ
以テ御照会之趣了承右ハ該文案ノ儘ニテ御認可相成差支無
之候此段及回答候也

通送第五八八〇号

本月十四日付進第一、三二八号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴
管下移民取扱人東洋移民合資会社ヨリ提出シタル秘露国
「サンホセ」及「スウテ」耕地行移民ニ関スル書面契約案
承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相
成度仍ホ貴庁ヨリ移民募集地ノ地方長官へ人員通知ト共ニ
本契約書案ヲ御送付相成候節雇主ト移民取扱人間ニ締結
セル雇傭契約中賞与金給与ノ事項ヲ改正セル旨説明セル書
面ヲ同取扱人ヲシテ添付セシムルコトニ御取扱相成度此段
併セテ申進候也

(別紙)

第六二号

書面契約案承認指令

移民取扱人

東洋移民合資会社

社長 川田 鷹

大正三年十月十日付秘露国「サンホセ」及「スウテ」甘蔗
耕地行契約移民宅百名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ
件